

X. 諸 規 程

最新の学則については本学ホームページで公開しています。

【1】 駿河台大学学則（抄）

第1章 総 則 （第2条の2省略）

（目 的）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為の人材を養成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与することを目的とする。

（名 称）

第2条 本学は、駿河台大学（以下「本学」という。）と称する。

第2章 組 織 （第4条～第12条省略）

（学部・学科及び収容定員並びに教育研究上の目的）

第3条 本学に、次の学部及び学科を置き、その収容定員を次のとおりとする。

学部・学科		入学定員	編入学定員	収容定員
法学部	法律学科	240名	10名（第3年次）	980名
経済経営学部	経済経営学科	230名	10名（第3年次）	940名
	（うち、経済と社会コース）	（80名）		（320名）
メディア情報学部	メディア情報学科	160名	10名（第3年次）	660名
現代文化学部	現代文化学科	150名	20名（第3年次）	640名
心理学部	心理学科	140名		560名

2 各学部は、それぞれ次の教育研究上の目的を遂行することにより、第1条の本学の目的の達成に資するものとする。

- (1) 法学部においては、リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材を育成する。
- (2) 経済経営学部においては、経済学と経営学の両領域の知識と幅広い教養を活用し、地域社会の中核として諸活動を担う人材を育成する。
- (3) メディア情報学部においては、伝統的アナログメディアから最新デジタルメディア全般にわたり、情報の生産・流通・蓄積・再利用のための知識とスキルを涵養し、地域から世界に向けての情報発信に利活用できる人材を育成する。
- (4) 現代文化学部においては、比較文化・観光ホスピタリティ・スポーツ文化の各履修コースを通じて、世界の多様な文化を自らの文化と比較対照して学び、いろいろな立場で国際交流に貢献する人材、世界各地の地域文化を観光を通じて学ぶ方法を身につけ観光分野で活躍する人材、スポーツ文化を理解し地域のスポーツ交流を推進する人材を育成する。
- (5) 心理学部においては、心理学を中心とした人間・社会に対する幅広い知識と教養を身につけ、地域社会に貢献できる人材を育成する。

（大学院）

第3条の2 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を2期に分け、春学期は4月1日から9月30日まで、秋学期は10月1日から翌年3月31日までとする。ただし、学長は、春学期及び秋学期の授業日数を調整するため、春学期の終期及び秋学期の始期を変更することができる。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (3) 本学創立記念日 11月22日
 - (4) 春期休業 3月25日から3月31日まで
 - (5) 夏期休業 7月26日から9月25日まで
 - (6) 冬期休業 12月26日から翌年1月7日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定め、又は休業日に授業を行うことができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第17条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第23条の規定により入学した学生については、同条第4項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができないものとする。

第5章 入学、編入学、転入学及び再入学

(第18条～第22条省略)

(編入学、転入学及び再入学)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 大学を退学した者又は卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもの）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

- 2 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当年次に転入学を許可することがある。
 - (1) 他の大学に在学している者
 - (2) 外国の大学に在学している者
- 3 本学を退学した者が3年以内に再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、これを許可することがある。
- 4 前3項の規定により入学を許可された者の、すでに履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年限については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

第6章 休学、復学、転学、転学部・転学科、留学及び退学

(休学)

- 第24条** 病気その他やむを得ない事由により、引き続き2か月以上修学することができない者は、その事由を具して保証人連署のうえ学部長に願い出て、許可を得て休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 2 病気その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、学部長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第25条** 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。
- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
 - 3 休学期間は、第17条の在学年限に算入しない。

(復学)

- 第26条** 休学期間が満了し、又は休学の事由が消滅したときは、学部長の許可を得て復学することができる。

(転学)

- 第27条** 他の大学へ入学又は転入学を志願しようとする者は、学部長に転学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(転学部・転学科)

- 第27条の2** 他の学部へ転学部を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。
- 2 他の学科へ転学科を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学部長が許可することがある。

(留学)

- 第28条** 外国の大学で修学することを志願する者は、教育上有益と認められた場合に限り、学部長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として第16条に定める修業年限に含めることができる。

(願い出による退学)

- 第29条** 病気その他やむを得ない事由のため退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(命令による退学)

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が退学を命ずる。

- (1) 学費の納付を怠った者
- (2) 第 17 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 学業を怠り、又は回復困難な病気により成業の見込みがないと認められる者
- (4) 第 25 条に定める休学期間を超えてもなお修学ができない者
- (5) 他の大学、短期大学又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者
- (6) 長期間にわたって行方不明の者

第 7 章 教育課程、教職課程、資格課程、司書教諭課程及び履修方法等

(授業科目)

第 31 条 開設する授業科目及び単位数は、別表第 I のとおり定める。(別表省略)

(卒業資格)

第 32 条 卒業資格を得るためには、本学に 4 年以上在学し、別表第 I に定める授業科目のなかから、124 単位以上履修し、単位を修得しなければならない。(別表省略)

(単位の計算方法)

第 33 条 各授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて 45 時間とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(授業日数)

第 34 条 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35 週にわたるものとする。

(試験)

第 35 条 定期試験は各学期末に行う。ただし、教務委員会並びに教授会の議を経て、授業科目の一部又は全部について別の時に行うことがある。

- 2 定期試験のほかに、定期試験に準じる臨時試験を行うことがある。
- 3 定期試験実施科目に関しては、追試験及び再試験を行うことがある。
- 4 試験に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 36 条 教育上有益と認めるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学部長は、他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、60 単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 4 前 3 項の規定に関し、必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った文部科学大臣が別に定める大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合せて 60 単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 36 条の 3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前 2 条により本学において修得したものとみなす単位数と合せて 60 単位を超えないものとする。

(単位の授与)

第 37 条 授業科目を履修し、その成績評価基準を満たした者には、所定の単位を与える。

- 2 成績評価については、別に定める。

(履修方法)

第 38 条 その他、履修の方法について必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状・司書資格・学芸員資格・司書教諭資格)

第 39 条 本学において取得できる教育職員免許状の種類（教科）及び開設学部学科は、次のとおりとする。

免許状の種類（教科）	開設学部学科	定員
中学校教諭一種免許状（社会）	法学部法律学科	240 名
	経済経営学部経済経営学科 経済と社会コース	80 名
	心理学部心理学科	140 名
中学校教諭一種免許状（英語）	現代文化学部現代文化学科	150 名
中学校教諭一種免許状（保健体育）	現代文化学部現代文化学科	150 名
高等学校教諭一種免許状（地理歴史）	法学部法律学科	240 名
高等学校教諭一種免許状（公民）	法学部法律学科	240 名
	経済経営学部経済経営学科 経済と社会コース	80 名
	心理学部心理学科	140 名
高等学校教諭一種免許状（情報）	メディア情報学部メディア情報学科	160 名
高等学校教諭一種免許状（英語）	現代文化学部現代文化学科	150 名
高等学校教諭一種免許状（保健体育）	現代文化学部現代文化学科	150 名

- 2 前項の教育職員免許状の取得を希望する者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。
- 3 前項の免許状を取得するための授業科目及び単位の履修方法について必要な事項は、別に定める。
- 4 司書資格の取得を希望する者は、図書館法及び同法施行規則に基づき、本学の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 5 前項の資格を取得するための授業科目及び単位の履修方法について必要な事項は、別に定める。
- 6 学芸員資格の取得を希望する者は、博物館法及び同法施行規則に基づき、本学の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 7 前項の資格を取得するための授業科目及び単位の履修方法について必要な事項は、別に定める。
- 8 司書教諭資格の取得を希望する者は、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に基づき、本学の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 9 前項の資格を取得するための授業科目及び単位の履修方法について必要な事項は、別に定める。

第 8 章 卒業及び学士号

(卒業)

第 40 条 本学に 4 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、その試験に合格して、卒業資格に必要な所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学士学位)

第 41 条 本学を卒業した者には、次の区分により学士の学位を授与する。

学部・学科		学位の種類
法学部	法律学科	学士 (法学)
経済経営学部	経済経営学科	学士 (経済学)
		学士 (経営学)
メディア情報学部	メディア情報学科	学士 (メディア情報学)
現代文化学部	現代文化学科	学士 (現代文化学)
心理学部	心理学科	学士 (心理学)

第 9 章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 42 条 本学において単位の修得を目的として特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 本学において科目等履修生として一定の単位 (第 19 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り) を修得した者に対し、本学に入学した後に修得したとみなすことのできる当該単位数及び第 16 条に規定する修業年限に通算することができる期間については、教授会の議を経て学部長が定める。ただし、その期間は 2 年を超えてはならない。

(単位互換履修生)

第 42 条の 2 他の大学又は短期大学の学生が本学において特定の授業科目を履修しようとするときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、教授会の議を経て、単位互換履修生として、これを許可することができる。

(外国人留学生)

第 43 条 外国人であって、外国において通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、又はこれと同等以上の資格のある者が、本学に入学を志願するときは、日本政府、日本政府の承認した外国政府若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証明書、又はこれに準ずる証明書のある者に限り、選考のうえこれを許可することがある。

(その他)

第 44 条 科目等履修生及び外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

2 別段の定めがない限り、本学則は、科目等履修生及び外国人留学生に準用する。

第 10 章 入学検定料及び学費 (第 45 条省略)

(学費及び在籍料)

第 46 条 学費は、入学金、授業料、施設費及び実験実習費とし、その額は、別表第Ⅱ-2のとおりとする。

(別表省略)

2 休学期間中は、授業料、施設費及び実験実習費を免除する。ただし、在籍料を納付しなければならない。

3 学費及び在籍料の納期及び納付方法等について必要な事項は、別に定める。

(納付した学費等)

第 47 条 既に納付された入学検定料及び学費は、理由の如何を問わず返還しない。

第 11 章 学生の福利厚生

(健康相談室)

第 48 条 学生の心身の健康を保全するため、健康相談室を置く。

2 健康相談室に関する規定は、別に定める。

第 12 章 メディアセンター及びキャリアセンター

(メディアセンター)

第 49 条 本学に、メディアセンターを置く。

2 メディアセンターに関する規定は、別に定める。

(キャリアセンター)

第 49 条の 2 本学にキャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関する規定は、別に定める。

第 13 章 賞 罰

(表 彰)

第 50 条 成績の特に優秀な学生又は表彰に値する行為があった学生は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲 戒)

第 51 条 本学の学則若しくは諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学年限に算入する。ただし、停学の期間が 3 か月を超える場合は、第 16 条に規定する修業年限に算入しない。

第14章 奨学制度

(給付奨学生)

第52条 学業成績又はスポーツ競技成績及び人物共に優れている学生並びに経済的理由により修学が困難な学生に対しては、教授会の議を経て、給付奨学生として奨学金を給付することができる。

2 給付奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

(奨学生)

第53条 入学後、本人の経済事情に変化を生じた学生に対しては、教授会の議を経て、奨学金を貸与することができる。

2 奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第54条 社会人の教養、知識を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設する。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 付属施設

(付属施設)

第55条 本学に研究所等、教育研究に必要な付属施設を設置する。

2 付属施設に関し必要な事項は、別に定める。

附則省略

最新の規程については本学ホームページで公開しています。

【2】 駿河台大学学位規程（抄）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び駿河台大学学則第41条並びに駿河台大学大学院学則第32条第2項に定めるところにより、駿河台大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位の種類は次のとおりとする。

法 学 部 法 律 学 科		学士（法学）
経 済 経 営 学 部 経 済 経 営 学 科	経 済 と 社 会 コ ー ス	学士（経済学）
経 済 経 営 学 部 経 済 経 営 学 科	ビ ジ ネ ス と マ ネ ー コ ー ス	学士（経営学）
経 済 経 営 学 部 経 済 経 営 学 科	マ ー ケ テ ィ ン グ と 戦 略 コ ー ス	学士（経営学）
メ デ ィ ア 情 報 学 部 メ デ ィ ア 情 報 学 科		学士（メディア情報学）
現 代 文 化 学 部 現 代 文 化 学 科		学士（現代文化学）
心 理 学 部 心 理 学 科		学士（心理学）
心 理 学 研 究 科 臨 床 心 理 学 専 攻		修士（心理学）
心 理 学 研 究 科 法 心 理 学 専 攻		修士（心理学）
総 合 政 策 研 究 科 法 学 専 攻		修士（法学）
総 合 政 策 研 究 科 経 済 ・ 経 営 学 専 攻	経 済 分 野	修士（経済学）
総 合 政 策 研 究 科 経 済 ・ 経 営 学 専 攻	企 業 経 営 分 野	修士（経営学）
総 合 政 策 研 究 科 メ デ ィ ア 情 報 学 専 攻		修士（メディア情報学）
法 務 研 究 科 法 曹 実 務 専 攻		法務博士（専門職）

（学位の名称）

第3条 本学において学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「（駿河台大学）」と付記するものとする。

第2章 学士の学位授与

（学位の授与）

第4条 学長は、教授会の議に基づいて本学学部の卒業を認定した者に学士の学位を授与し、学位記を交付する。

第3章 修士の学位授与（省略）

第4章 法務博士の学位授与（省略）

第5章 その他

(学位記の様式)

第16条 学士の学位記については様式1、修士の学位記については様式2、法務博士の学位記については様式3の様式とする。

附則省略

学○第 号	駿河台大学○学部長	○	○	○	○	印	
	駿河台大学長	○	○	○	○	印	
(西暦)年	月	日	卒業証書・学位記				
本学○○学部○○学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士(○○)の学位を授与する			大学印	氏名	(西暦)年	月	日生

(様式1—学士の学位記)

(様式2—修士の学位記)
(様式3—法務博士の学位)

(省略)

最新の規程については本学ホームページで公開しています。

【3】 駿河台大学試験規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学学則第35条の規定に基づき試験に関し必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験及び再試験、並びにその他定期試験に準じて行われる臨時試験とする。

(単位の修得)

第3条 履修登録をした授業科目の成績評価基準に前条に定める試験が含まれる場合には、その試験を受験し、合格しなければならない。

(試験の方法)

第4条 試験は、原則として筆記試験で行う。ただし、科目担当教員の判断によって、口述試験、レポートの提出等を筆記試験に加え、あるいは筆記試験に替えることができる。

(試験時間)

第5条 試験時間は、原則として60分とする。

2 授業科目によっては、前項の試験時間を変更して行うことがある。

(学生証の携帯)

第6条 試験を受験する者は、学生証を携帯し、監督者の指示により提示しなければならない。

(入場・遅刻・退場)

第7条 試験場への入場は、監督者の指示に従い、所定の座席に着席しなければならない。

2 試験場への入場は、試験開始後15分まで許可する。

3 試験場からの退場は、試験開始後45分を経過しなければ認めない。

(退場命令)

第8条 試験場において、監督者の指示に従わない者については、監督者は退場を命じることができる。

(受験資格)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受験する資格を有しない。

- (1) 履修科目を登録していない者（履修届不備で届出が無効になったものを含む。）
- (2) 追試験・再試験については、その手続を行わなかった者
- (3) 休学中の者
- (4) 学費未納者
- (5) 停学期間中の者

第2章 定期試験

(定期試験)

第10条 定期試験は、各学期末実施する。ただし、教務委員会並びに教授会の議を経て、定期試験の時期を変更して実施することがある。

(日程・方法)

第11条 定期試験の日程・方法等は、試験開始期日の約1週間前に公表する。

第3章 臨時試験

(臨時試験)

第12条 定期試験のほか、次の場合に臨時試験を行うことがある。

- (1) 担当教員が必要と認めた場合
- (2) 教授会が必要と認めた場合

第4章 追試験

(追試験)

第13条 教務委員会の定める科目の定期試験に関しては、所定の期日にやむを得ない事由によって定期試験を受験できなかった者に対して、追試験を行う。

- 2 前項の追試験は、定期試験実施日後所定期間内に理由を詳記した所定の試験欠席届を提出し、その理由が正当と認められた場合に限り受験することができる。なお、病気のため欠席した場合は、原則として診断書を添付しなければならない。

(実施時期)

第14条 追試験は、教務委員会の定めるところに従って、定期試験終了後、一定の期間をおいて実施する。

(日程・方法)

第15条 追試験の日程・方法等は、試験開始期日の約1週間前に公表する。

(受験手続及び受験料)

第16条 追試験を受験する者は、事前に受験手続を行い、受験料を納付しなければならない。

- 2 前項の受験料の額は、別に定める。

第5章 再試験

(再試験)

第17条 最終年次の者に対して、定期試験が不合格となった授業科目について、卒業資格及び教育職員免許状取得のための再試験を行うことがある。

(受験資格)

第 18 条 再試験は、学則第 32 条に規定する卒業最低修得単位数を 12 単位以内で満たすことができる者に限り受験できる。

2 教職課程履修者においては、卒業資格を得た者で、8 単位以内で教育職員免許状を取得できる見込みの者に限り受験できる。

(受験授業科目)

第 19 条 前条の受験資格を備えた者が受験できる授業科目は、当該年度において受験し、不合格になった授業科目の範囲内で、卒業最低修得単位及び教育職員免許状を取得するに必要最小限度の授業科目とする。

(実施時期)

第 20 条 再試験は、最終年次の 3 月上旬に行う。

(日程・方法)

第 21 条 再試験の日程・方法等は、試験開始期日の約 1 週間前に公表する。

(受験手続及び受験料)

第 22 条 再試験を受験する者は、事前に受験手続を行い、受験料を納付しなければならない。

2 前項の受験料の額は、別に定める。

第 6 章 不正行為

(不正行為)

第 23 条 不正行為とは、試験中における次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 持ち込み禁止物の使用
- (2) 当該科目についてのメモ等の使用
- (3) 他人の答案を見、又は他人に答案を見せること
- (4) 持ち込み許可物の貸借
- (5) その他、試験の公正を害し、又は害する虞れのある行為

(受験資格の喪失)

第 24 条 不正行為を行った者は、当該学期中それ以降に行われる試験の受験資格を失う。

(単位の認定)

第 25 条 不正行為を行った者の履修科目の単位認定については、別表 1 のとおりとする。

(定期試験期間中の処分の言い渡し)

第 26 条 定期試験期間中の試験において不正行為を発見した場合には、監督者は直ちに受験を中止させ、その受験者をその日の試験実施責任者のところへ出頭させなければならない。

- 2 試験実施責任者は、不正行為の有無を調査し、不正行為が行われたことを確認した場合には、第 24 条に定めるところを言い渡す。
- 3 試験実施責任者は、不正行為があった旨及び前項の処分の言い渡しについて学生支援担当副学長に報告し、学生支援担当副学長は教授会に報告する。

(臨時・追・再試験中の不正行為の取り扱い)

第 27 条 臨時試験、追試験、再試験において不正行為を発見した場合には、監督者は直ちに不正行為者の受験を中止させ、不正行為の有無を調査し、不正行為が行われたことを確認した場合には、第 24 条に定めるところを言い渡す。

2 監督者は、不正行為があった旨及び前項の言い渡しについて学生支援担当副学長に報告し、学生支援担当副学長は教授会に報告する。

(懲戒処分)

第 28 条 不正行為者には、教授会の議を経て学則第 51 条第 2 項に定める懲戒処分を行う。

(誓約書の提出)

第 29 条 不正行為者には、誓約書を提出させるものとする。

第 7 章 成績発表

(成績の評価)

第 30 条 試験に関しては、100 点を満点中、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

(成績表の交付)

第 31 条 春学期科目の成績結果については 10 月上旬に、秋学期科目及び通年科目の成績結果については、次年度の 4 月上旬に各々成績表を交付する。

2 卒業生の成績結果については、前項の時期にかかわらず、卒業式当日に成績表を交付する。

附則省略

[別表 1]

春学期期間中の試験における不正行為	春学期科目	単位を認定せず
	通年科目	春学期の点数を 0 とし、全体の評価は担当教員の裁量に委ねる
	秋学期科目	影響せず
秋学期期間中の試験における不正行為	春学期科目	影響せず
	通年科目	春学期について評価をしていない場合には、単位を認定せず。春学期について評価をしている場合には、担当教員の裁量に委ねる
	秋学期科目	単位を認定せず

最新の規程については本学ホームページで公開しています。

【4】 駿河台大学学費納付規程

(目 的)

第1条 この規程は、駿河台大学学則第46条の規定に基づき学費の納期、納付方法について必要な事項を定める。

(学 費)

第2条 学費とは、入学金、授業料、施設費及び実験実習費をいう。

(学費の不返還)

第3条 既に納付した学費は、理由の如何を問わず返還しない。

(学費の納付金額)

第4条 学費の納付金額は、学則別表第Ⅱに掲げるところによる。(別表省略)

(納付すべき学費)

第5条 新入学者及び第2年次生以降の者は、学則別表第Ⅱに掲げる学費を納付しなければならない。

(別表省略)

(課外指導費)

第5条の2 前条の学費の他に、新入学者は、課外指導費を納付しなければならない。

2 課外指導費については、実費を徴収するものとする。

(納付期日)

第6条 学費は、毎年4月末日までに納付しなければならない。

2 分割納付を希望する者は、2期に分割して納付することができる。この場合の納付期日は、第1期分を4月末日までとし、第2期分を9月末日までとする。

3 新入学者、編入学者及び転入学者の入学時の学費は、別に定める期日までに納付しなければならない。

4 奨学金受給者(受給予定者を含む。)のうち、学費の月額納付を希望する者は、別に定める納付期日及び納付方法に従って納付することができる。

(学費の延納)

第6条の2 経済的理由等により前条第1項及び第2項の納付期日までに学費を納付することが困難な場合は、延納願を提出することにより、1か月を限度として納付期日を延期することができる。

(納付方法)

第7条 学費は、指定された銀行口座への振込によって納付しなければならない。

2 学費振込用紙は、納付期日約1か月前に学生本人又は保証人に送付する。

(分割納付の場合の納付金額)

第8条 第6条第2項の規定により学費を分割納付する場合の各期の納付金額は、授業料、施設費及び実験実習費の2分の1とする。

(休学中の在籍料)

第9条 休学中の在籍料は、年額48,000円とする。

- 2 年度の途中より休学する場合は、休学開始当月までの学費及び休学開始翌月からの在籍料を月割にて納付しなければならない。ただし、月の初日から休学を許可された場合は、休学前月までの学費及び休学当月からの在籍料を月割にて納付すれば足るものとする。
- 3 前項により納付すべき額と既に納付した学費の額との差額分は、その後納付すべき学費において調整する。

(退学者の学費)

第 10 条 退学する者は、退学する年度の学費を納付しなければならない。

- 2 前項の規定に係わらず、次の各号に該当する場合は学費の納付を免除する。
 - (1) 4 月末日までに退学願を提出し、許可された場合は、学費の全額を免除する。
 - (2) 9 月末日までに退学願を提出し、許可された場合は、学費の 2 分の 1 を免除する。
- 3 第 6 条第 4 項に規定する学費の月額納付者が退学する場合は、前項により免除される学費を除き、不足する学費を納付しなければならない。

(再入学者の学費)

第 11 条 再入学を許可された者は、別に定める期日までに入学金を除く所定の学費を納付しなければならない。

(卒業とならなかった者の次年度授業料)

第 11 条の 2 学則第 40 条に規定する卒業の認定に際して、卒業資格に必要な所定単位数の不足により卒業とならなかった者で、卒業に必要な所定単位数を 12 単位以内で満たすことができる者の次年度授業料は、本来納付すべき授業料の 2 分の 1 とする。

(学費未納者の退学命令)

第 12 条 学費を定められた期日までに納付しない者には、督促状を送付する。

- 2 前項の督促状の送付後 3 週間以内に学費を納付しない者は、督促状の送付日をもって退学を命ずる。

(その他の納付金)

第 13 条 この規程に定める以外の納付金については、別に定めるところによる。

附則省略

最新の規程については本学ホームページで公開しています。

【5】 駿河台大学科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学学則（以下「学則」という。）第44条第1項の規定に基づき、科目等履修生の取り扱いについて定めるものとする。

(特別コース)

第2条 学則第42条第2号の適用を前提として駿河台大学科目等履修生特別コース（以下「特別コース」という。）を置く。

2 特別コースに関する事項は、別に定める。

(出願資格)

第3条 科目等履修生の出願資格は、特別コースは学則第19条各号のいずれかに該当する者、一般コースは当該授業科目を履修する十分な学力があると本学が認めた者とする。

(出願)

第4条 科目等履修生を志願する者は、別表に定める選考料を添えて所定の書類を提出しなければならない。

2 出願手続きについて必要な事項は、別に定める。

(選考及び許可)

第5条 科目等履修生を出願してきた者については、一般の授業に支障のない限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が受け入れを許可する。

2 科目等履修生の受け入れは、年度の始めとし、その期間は1か年とする。

(登録)

第6条 本学において初めて科目等履修生として受け入れを許可された者は、当該初年度に科目等履修生としての登録を行わなければならない。

(履修単位の制限)

第7条 科目等履修生が1年間に履修できる科目の単位数は、40単位以内とする。ただし、特別コースについては、1・2年目50単位、3年目以降54単位とする。

(教職科目の履修)

第8条 教育職員の資格を取得する目的で科目等履修を出願できる者は、学士の学位を有する者に限る。

2 教職課程科目の科目等履修の出願等について必要な事項は、別に定める。

(資格課程科目の履修)

第9条 司書及び学芸員の資格を取得する目的で科目等履修を出願できる者は、学士の学位を有する者に限る。

2 資格課程科目の科目等履修の出願等について必要な事項は、別に定める。

(単位修得)

第10条 科目等履修生が単位を修得するためには、履修した授業科目について試験を受け、合格しなければならない。

2 前項により修得した単位の証明を科目等履修生が願い出たときは、単位修得証明書を交付する。

(納付金)

第 11 条 科目等履修生として受け入れを許可された者は、所定の納付金を所定の期日までに納付しなければならない。

2 納付金は、別表に定めるところによる。

3 すでに納めた納付金は、事情の如何にかかわらず返還しない。

(科目等履修生証)

第 12 条 科目等履修生は科目等履修生証の交付を受け、常にこれを携行しなければならない。その取り扱いは学生証に準ずるが、学生旅客運賃割引証及び通学証明書は交付されない。

2 科目等履修生証は、年度末に返還しなければならない。

(許可の取消)

第 13 条 所定の期日までに登録料及び科目等履修料又はその一方を納めない者については、科目等履修の許可を取り消すものとする。

2 学則第 51 条第 3 項各号のいずれかに該当する者と認められたときは、科目等履修の許可を取り消すことがある。

(諸規程の準用)

第 14 条 科目等履修生には、この規程に定めるほか、本学の諸規程を準用する。

附則省略

[別 表]

【一般コース】

項 目	費 用
選 考 料	5,000 円
登 録 料	40,000 円(初年度のみ)
科目等履修料	10,000 円(1 単位につき)

※ 本学卒業生並びに東京都及び埼玉県に在勤・在住の場合は各費用とも半額とする。

【特別コース】

項 目	費 用
選 考 料	5,000 円
登 録 料	40,000 円(初年度のみ)
科目等履修料等	学則別表第Ⅱ-2に定める学費納付金の内、入学金を除く項目及びその額とする。 なお、科目等履修生としての登録年度を同表中の入学年度に読み替えるものとする。 (別表省略)

※ 「一般コース」「特別コース」間の変更に関する登録料は不要とする。